

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

練馬区保健所長殿

開設者 住所  
氏名

電話番号  
ファクシミリ番号

（法人にあつては、名称、主たる事  
務所の所在地及び代表者の氏名）

診療所開設許可申請書

診療所の開設の許可を受けたいので、医療法第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 名称													
2 開設の場所	電話番号						ファクシミリ番号						
3 診療科目													
4 開設の目的													
5 維持の方法													
6 開設予定年月	年 月						上 中 下 旬						
7 従業者定員													
医 師 名	薬 劑 師 名	看 護 師 名	准 看 護 師 名	助 産 師 名	放 射 線 技 師 名	看 護 補 助 者 名	事 務 員 名			歯 科 医 師 名	歯 科 衛 生 士 名	歯 科 技 工 士 名	計 名
8 敷地の面積	m <sup>2</sup> （平面図は、別添のとおり）												
9 交通機関及び敷地周囲の見取図													
交通機関		線 駅下車 口徒歩 分											
		駅 口からバス（ 行）下車徒歩 分											
敷地の条件		用途地域						防火地域					
見取図		別添のとおり											



14 診 察 室								
診 察 室 名	室 面 積	処置室兼用の場合は、 その部分の面積	診 察 室 名	室 面 積	処置室兼用の場合は、 その部分の面積			
科	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	科	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
15 処置室（診察室兼用の場合を除く。）								
処 置 室 名	室 面 積	処 置 室 名	室 面 積					
	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>				
16 歯科治療室								
室 面 積	治 療 い す	防 火 設 備	その他必要な設備					
m <sup>2</sup>	台							
17 歯科技工室								
室 面 積	防 じ ん 設 備	防 火 設 備	その他必要な設備					
m <sup>2</sup>								
18 検 査 室								
名 称	室 面 積	防 火 設 備	検 査 器 具 、 器 械 等					
臨床検査室	m <sup>2</sup>							
19 調剤所								
室 面 積	か ぎ の か か る 貯 蔵 設 備	冷 暗 所 の 無	備 付 け て ん び ん	備 考				
m <sup>2</sup>			10mg 感量 500mg mg 台 台 台					
20 手術室及び準備室								
区 分	面 積	構 造 設 備						
		手術台	床	壁	天 井	照 明	暖 房	清潔な手洗い設備
手 術 室	m <sup>2</sup>	台						
準 備 室	m <sup>2</sup>							
その他の施設								

21 分べん室及び新生児入浴施設					
分 べ ん 室	室 面 積	構 造 設 備	新 生 児 入 浴 施 設	室 面 積	構 造 概 要
	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	
22 エックス線装置及び診療室					
開 設 時 の 設 置	予 定 の エ ッ ク ス 線 装 置	固 定、携 帯 の 別	用 途	製 作 者 名 及 び 型 式	
診 療 室 エ ッ ク ス 線	室 面 積	室 内 の 構 造 概 要	操 作 室 の 面 積	暗 室	
				面 積	設 備
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
23 その他の施設					
看 護 師 勤 務 室		階	m <sup>2</sup>	待 合 室	m <sup>2</sup>
事 務 室			m <sup>2</sup>	新 生 児 室	m <sup>2</sup>
宿 直 室			m <sup>2</sup>		
消 毒 施 設			m <sup>2</sup>		
給 食 設 備			m <sup>2</sup>		
洗 濯 室			m <sup>2</sup>		
24 建築確認 年 月 日 第 号					
25 添付書類					
<p>開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例及び登記事項証明書</p> <p>土地及び建物の登記事項証明書(土地又は建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しも添付すること。)</p> <p>敷地の平面図</p> <p>敷地周囲の見取図</p> <p>建物の平面図(縮尺100分の1以上のもの)</p> <p>エックス線診療室放射線防護図(平面図及び立面図。縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること。)</p> <p>案内図</p>					